

## 第3回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年3月6日(金)午後2時
2. 開催場所 立花市民センター
3. 出席農業委員(20名)
 

1番 中村 輝義	2番 大坪 知美子	3番 服部 正文
4番 牛島 孝之	5番 仁賀木 義文	6番 池尻 律芳
7番 平井 照也	8番 塩塚 義治	9番 樋口 重樹
10番 高山 和典	11番 國武 覚	12番 溝田 耕一
13番 仁田原 一太	16番 大津 達喜	17番 伊藤 正博
19番 松本 敬介	20番 井手 洋一	22番 丸林 京市
23番 堤 正義	24番 月足 靖彦	
4. 出席最適化推進委員(16名)
 

1番 伊藤 正二	2番 池田 和本	5番 樋口 祐二
6番 中島 敏彦	9番 末石 敏和	14番 松延 清隆
15番 室園 千秋	16番 延 和洋	19番 松尾 康則
21番 中島 清隆	25番 浅田 文男	28番 野中 敏光
38番 江上 富男	43番 山口 史登	44番 今村 嗣範
45番 二田 俊秀		
5. 欠席委員 農業委員(4名)
 

14番 八田 久男	15番 田形 隆徳	18番 小川 哲郎
21番 原 義博		
6. 欠席委員 最適化推進委員(0名)
7. 議事日程
  - 第1 会議の成立
  - 第2 議事録署名委員の指名
  - 第3 議案の上程
  - 第4 議案の審議
 

議案第	8号	八女市地域計画の変更に係る意見照会について
報告第	5号	農地法18条第6項の規定による通知の報告について
議案第	9号	農地法第3条の規定による許可申請書の処理について
議案第	10号	農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の意見照会について
報告第	6号	農地改良行為の届出について

議案第 11号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について

議案第 12号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について

#### 8. 農業委員会事務局職員

局長 石橋 武 局長補佐 信國 美保子 書記 中園 隆一 書記 堀田 瑞  
 希 黒木支所 馬場 祐太 立花支所 中園 弘一 西原 佑美  
 上陽支所 松尾 誠 星野支所 松内 寛人 矢部支所 今里 翔太

9. 会議の概要（発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に関係すると思われる部分等については削除しています。）

議長

皆様こんにちは。全国的に雨が降らずに水不足になっておりましたけれども、当地域におきましては雨が順調に降っておるようでございます。農作物におきましては非常に恵みの雨ではないかと感じております。いよいよ当地域でも春めいてまいりまして、もうすぐお茶の時期を迎えるような季節にもなっております。今後とも日頃の農作業には十分皆様にご活躍いただけますようお願いいたします。それでは本日は令和8年第3回農業委員会総会を開催しましたところ委員各位には大変お忙しい中にご参集くださいまして誠にありがとうございました。ただいまより農業委員会総会を開会いたします。

#### 日程 第1・会議の成立

只今の出席委員の数は農業委員20名、

農地利用最適化推進委員16名であります。

会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。

#### 日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、20番 井手 洋一 委員、22番 丸林 京市 委員を本日の会議の議事録署名委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、そのように決定いたしました。

	<p>日程 第3・議案の上程を行います。          案件の朗読を事務局よりお願いいたします。</p> <p>(案件朗読)</p> <p>事務局朗読のとおり報告2件・議案5件を一括議題といたします。          1ページをお願いします。          議案第8号 八女市地域計画の変更に係る意見照会について八女市農業振興課より説明をお願いします。</p> <p>八女市より地域計画の変更について意見照会をさせて頂いておりますので、内容について説明いたします。          まず農業振興地域内の土地について、農用区域いわゆる青地農地から除外する場合は事前に地域計画区域から除外しなければならないため除外の申出がっております。          また、編入については、補助事業等を申請するにあたり、地域計画に位置づけられている事が要件となっているため編入の申出がっております。          これらの計画変更を行うには、あらかじめ関係機関の意見を聴く事とされているため、今回、編入7件、除外21件について意見聴取を行うものです。          なお、今回は地域計画上から除外、編入するものの意見を聴取するもので農振農用地の除外、編入を約束するものではありません。詳細については、議案書1ページのとおりです。</p>
<p>農業振興課</p> <p>議 長</p>	<p>説明が終わりました。質疑を行います。          質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。          ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので適当であると答申いたします。          2ページをお願いします。          報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告に</p>

事務局	<p>ついて説明をお願いします。</p> <p>ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知の報告については20件です。総合計については、7ページをご確認ください。</p> <p>解約のあった土地36筆のうち田28筆、畑8筆、合計面積82,125.31㎡です。</p> <p>それぞれ合意解約で離作措置条件等はありません。</p> <p>添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により書類を受理致しました。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので、質疑に留め審議を終わります。</p> <p>8ページをお願いします。</p> <p>議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について番号1番の説明を最適化推進委員1番をお願いします。</p>
推進委員 1番	<p>番号1番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p>
議長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号2番の説明を最適化推進委員2番をお願いします。</p>
推進委員 2番	<p>番号2番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の新規営農による所有権移転売買の申請です。</p> <p>譲り受け人は野菜やイチゴを作付けされます。自家消費予定ですが、余剰分は知り合いやJAへ出荷される予定です。</p>

議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号3番の説明を最適化推進委員5番お願いします。</p>
推進委員 5番	<p>番号3番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、 譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号4番の説明を最適化推進委員6番お願いします。</p>
推進委員 6番	<p>番号4番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、 譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号5番の説明を最適化推進委員9番お願いします。</p>
推進委員 9番	<p>番号5番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、 譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p>

<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号6番の説明を最適化推進委員9番お願いします。</p>
<p>推進委員 9番</p>	<p>番号6番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、 譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号7番の説明を農業委員6番お願いします。</p>
<p>農業委員 6番</p>	<p>番号7番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、 譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号8番の説明を農業委員6番お願いします。</p>
<p>農業委員</p>	<p>番号8番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、</p>

6 番	譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号9番の説明を農業委員16番お願いします。</p>
農業委員 16番	<p>番号9番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の新規営農による所有権移転売買の申請です。譲り受け人はタケノコを作付けされます。JAや地元の加工者へ出荷される予定です。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号10番の説明を最適化推進委員14番お願いします。</p>
推進委員 14番	<p>番号10番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の新規営農による所有権移転売買の申請です。譲り受け人は8年ほど前から知り合いの土地の一部を借りて野菜作りをされており、農業経験はあります。この度、植木の苗づくり、および果樹、野菜の栽培をされます。果樹野菜については自家消費される予定です。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p>

<p>推進委員 1 4 番</p> <p>議 長</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号1 1 番の説明を最適化推進委員1 4 番お願いします。</p> <p>番号1 1 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
<p>推進委員 1 5 番</p> <p>議 長</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号1 2 番の説明を最適化推進委員1 5 番お願いします。</p> <p>番号1 2 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
<p>推進委員 1 6 番</p> <p>議 長</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号1 3 番の説明を最適化推進委員1 6 番お願いします。</p> <p>番号1 3 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p>

<p>推進委員 16番</p>	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号14番の説明を最適化推進委員16番お願いします。</p> <p>番号14番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p>
<p>議長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>推進委員 16番</p>	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号15番の説明を最適化推進委員16番お願いします。</p> <p>番号15番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p>
<p>議長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>推進委員 16番</p>	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号16番の説明を最適化推進委員16番お願いします。</p> <p>番号16番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p>
<p>議長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。</p>

推進委員 16番  議長	<p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号17番の説明を最適化推進委員16番お願いします。</p> <p>番号17番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
推進委員 28番  議長	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号18番の説明を最適化推進委員28番お願いします。</p> <p>番号18番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
推進委員 25番	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号19番の説明を最適化推進委員25番お願いします。</p> <p>番号19番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p>

議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。          質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。          ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。          続いて番号20番の説明を事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>番号20番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。          質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。          ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。          続いて番号21番の説明を最適化推進委員19番お願いします。</p>
推進委員19番	<p>番号21番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。          質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。          ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。          続いて番号22番の説明を農業委員10番お願いします。</p>
農業委員	<p>番号22番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止</p>

10番	と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号23番の説明を農業委員10番お願いします。</p>
農業委員 10番	<p>番号23番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。</p>
議長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号24番の説明を最適化推進委員43番お願いします。</p>
推進委員 43番	<p>番号24番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p>
議長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号25番から30番までは、一団の農地になっておりま</p>

<p>推進委員 4 4 番</p>	<p>すので一括審議を行います。それでは最適化推進委員 4 4 番説明をお願いします。</p> <p>番号 2 5 番から 3 0 番について併せてご説明いたします。</p> <p>今回の申請は、昭和 5 6 年に補助事業を活用して拓かれた下小野茶園という茶園団地を全て株式会社大石茶園が購入するための申請です。詳細をご説明します。</p> <p>2 5 番については譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p> <p>2 6 番については譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です</p> <p>2 7 番については譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p> <p>2 8 番については譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p> <p>2 9 番については譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p> <p>3 0 番については譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号 2 5 番から 3 0 番について説明が終わりました。</p> <p>質疑を行います。質疑を終結します。</p> <p>質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>推進委員 4 4 番</p>	<p>異議がありませんので番号 2 5 番から 3 0 番は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号 3 1 番の説明を最適化推進委員 4 4 番お願いします。</p> <p>番号 3 1 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p>

局 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号32番の説明を最適化推進委員38番お願いします。</p>
推進委員 38番	<p>番号32番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 4番牛島委員どうぞ。</p>
農業委員 4番	<p>受け人は3名いますが、当然、経営面積や自作面積全て3名で耕作されているという事ですよ。確認です。</p>
事務局	<p>お答えします。譲り受け人ほか2名の経営です。</p>
農業委員 4番	<p>当然3分の1ずつ持つてあるという事でよろしいですか。</p>
事務局	<p>はい。持分3分の1ずつとなっております。</p>
議 長	<p>ほかにございますか。それでは質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号33番の説明を最適化推進委員38番お願いします。</p>
推進委員 38番	<p>番号33番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。</p>

<p>推進委員 4 4 番</p>	<p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 3 4 番の説明を最適化推進委員 4 4 番お願いします。</p> <p>番号 3 4 番についてご説明いたします。譲り渡し人の子への贈与 と、譲り受け人の親からの受贈による所有権移転贈与の申請で す。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 1 7 ページをお願いします。</p> <p>議案第 1 0 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に よる農用地利用集積等促進計画の意見照会については、八女市農 業委員会会議規則第 1 1 条の議事参与の制限に抵触する事案で ありますので、農業委員 6 番池尻委員、1 2 番溝田委員、1 7 番 伊藤委員、2 2 番丸林委員は席をお下げください。 それでは事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>ご説明いたします。本案件は、農地中間管理事業の推進に関する 法律第 1 8 条第 3 項の規定に基づき、八女市が作成した農用地利 用集積等促進計画について、八女市長から本委員会に対して意見 を求められているものでございます。</p> <p>今回、福岡県農業振興推進機構が中間管理権を取得し、農業者等 に転貸する件数は 2 1 0 件です。</p> <p>1 7 ページから 7 7 ページにつきましては各筆明細となっております。</p>

	<p>利用権設定の期間は1年から35年までで、件数は新規、再設定、受け手の変更、合わせて210件になります。</p> <p>総合計については、77ページをご確認ください。</p> <p>権利を設定する土地466筆、合計面積578,859.83㎡です。</p> <p>今回、新規営農の案件がありますのでご説明いたします。</p> <p>28ページをお願いします。</p> <p>申請番号40番、こちら10年間の賃貸借権設定の申請です。</p> <p>申請番号41番、こちら10年間の賃貸借権設定の申請です。</p> <p>受人についてご説明いたします。JAふくおか八女就農支援センター11期生として、1年間栽培技術及び農業経営に関する研修を受けてこられました。今回農地を借り受け、イチゴを栽培されます。出荷先はJAを予定されています。</p> <p>続きまして、69ページをお願いします。</p> <p>番号182番、こちら10年間の賃貸借権設定の申請です。</p> <p>受人についてご説明いたします。JAふくおか八女就農支援センター11期生として、1年間栽培技術及び農業経営に関する研修を受けてこられました。今回農地を借り受け、ナスを栽培されます。出荷先はJAを予定されています。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>はい、松本くんどうぞ。</p>
農業委員 19番	<p>番号71番と報告第5号の番号8番は渡し人、受け人がどちらも同じ方なんですけど、受け人個人さんで借りられていた農地を解約して、新たに法人として借りられるという事なのかなと思うのですが、如何でしょうか。</p>
事務局	<p>おっしゃるとおりです。</p>
農業委員 19番	<p>はい、その点で疑問だったのが解約の成立、引き渡しが今年の1月になっていますが、38ページの始期は5月になっている、つまり、ブランクがあるんですね。この期間は借り手がいないという解釈でいいですか。</p>

事務局	はい、所有者に一旦戻るような形になります。
農業委員 1 9 番	米・麦・大豆を耕作されるとの事ですが、この間は耕作しなくていいという事ですか。
農業振興課	中間管理機構の受付が年に4回しかございませんので、今回は1月に受付を行っておりますので、その分の始期は5月10日からという事になっております。
農業委員 1 9 番	要は、法人の立場で賃借権を設定されるのが、5月10日という形になると。一方で〇〇さんの借地権というのが、1月で終わっているという事になったら、この間〇〇さんないし、法人さんは多分賃借権がない状態になってしまうと思うんですよね。何の権限もない状態で、何かしら耕作する必要がある場合はそれなりの権限がないとまずくないかなと思います。整理するならば〇〇さん個人の解約の成立、引き渡しを5月9日にすると綺麗に繋がると思ったんですけど、特にブランクが生じても問題なければ、これでいいとは思うんですけど。どんなでしょうか。
事務局	委員のおっしゃるとおり、ブランクがあるような、〇〇さんと法人で借り直しの場合の期間がですね、議案ではあいてるよう見受けられます。何の権限もないというようになります。ただ、この方の場合は解約の申し出の際に解約の土地の引き渡し日につきましても、1月という事で申し出をされております。そこでこのような報告になっておりますが、中にはですね、5月までとか、始期と重ならないようにされているところも見受けられます。今後なんですけれども、出されたものにつきましては私たちの方で修正というのは出来ないんですけれども、もし耕作をされているようであれば、権利が無いのに耕作をされている状態でありますので、この辺りは申し出られた方にも話を差し上げたいと思います。それから中間管理事業に関しましては、1月に受付をしておりますが、中間管理機構の方は解約が無いことにはその申請を受けないとお聞きしておりますので、法律的な、制度的な部分もですね確認が必要でございます。ただ、土地の引き渡し日がですね、5月という事になれば、そこまでは権利は発生するという事にな

	<p>ると思いますので、その部分も改めまして確認を差し上げたいと思います。松本委員がおっしゃるように、この案件につきましては耕作権がない状況で、もし耕作されていれば権利が無いという状況になっているという現状でございます。</p>
<p>農業委員 19番</p>	<p>8番は例示であってこの法人さんが絡む案件は軒並みそうなっちゃうと思うんですけど、今回〇〇さんと法人さんの解約と貸借の案件が数件あると思うんで、解約の申し入れについては1月中にして、解約の成立については調整できるんじゃないかなと思うんですけど、引き渡しまで済ませないと中間管理機構が受け付けないよというのは制度上まずいんじゃないかなと、ブランクができてしまう。問題になると思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>18条6項の解約につきましては、引き渡し日以前6か月に成立した解約につきましては報告を受け付けられることになっております。中間管理の方も解約がないと、という事ですけども、引き渡し日についてはいろんな制度上の決まりはないと思いますので、そのあたりにつきましては、繋がるようにですね、耕作できるように、特にこの方は米だけではないので、耕作は必要だと思いますのでそのあたり再度確認いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>調整をしていってください。4番どうぞ。</p>
<p>農業委員 4番</p>	<p>番号40番と41番は隣接する農地だと思いますが、10aあたりの対価が違いますけど誰が決めているんですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>貸し手、出し手の相互で決められます。</p>
<p>議長</p>	<p>ほかにございますか。それでは質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 農業委員6番池尻委員、12番溝田委員、17番伊藤委員、22</p>

事務局	<p>番丸林委員は席をお戻しく下さい。  78ページをお願いします。  報告第6号 農地改良行為の届出について説明をお願いします。</p> <p>番号1番についてご説明いたします。申請地はセブンイレブン八女星野村店より、北へ直線で約750mの位置にある農地です。  (議案書朗読) 遊休農地に20cm盛土し、栗の作付をされる予定です。隣接農地の同意は得られております。また、盛土規制法の対象外であることを確認しております。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。  はい4番。</p>
農業委員 4番	<p>760㎡のうちの500㎡を申請されていますが、残りの260㎡は法面ということですか。</p>
事務局	<p>はい、畔と法面部分がはいらいます。</p>
議長	<p>今村委員どうぞ。</p>
推進委員 44番	<p>この案件は3条の所有権移転有償の案件に出てきていますが、届出人が〇〇さんに売買されている農地ではないんですか。</p>
事務局	<p>届出人が盛土された後に引き渡されるのか、売買後に〇〇さんが盛土されるのかわかりません。すみません。</p>
推進委員 44番	<p>渡されてからせやんと言うなら、この申請人が受け人の名前になるという事やろ。</p>
事務局	<p>今回渡し人さんが申請を出されてありますので農地改良をされるという事です。</p> <p>(それで受付していいのかという声あり)</p>
推進委員	<p>要するに持ち主さんと改良行為届出を出す人が違ってもいいの</p>

4 4 番	<p>かつていう話。3条で譲り渡すごとなつたつとやろが、だけど、改良行為の届出は元々持ってあった人が申請してあるとやけん、改良するのは元の持ち主でよかとかい。</p>
議 長	<p>3条の申請と改良行為の申請はいつ出たとか分かりますか。</p>
事務局	<p>同日に出ておりますので、3条申請で〇〇さんから〇〇さんへ所有権移転した後に、農地改良届出を出していただくようにしたいと思えます。</p>
議 長	<p>以上のように取り計らいますのでこの案件につきましては、はい、松本委員。</p>
農業委員 1 9 番	<p>売主側が改良行為を負担した上で譲り渡すのは、まんざらなくはないと思えます。例えば建物とかでも売主がリフォームした上で買主に渡すという事もあるので。ただ、実際には買主の〇〇さんが改良行為をするはずなのに、売主の〇〇さん名義で申請すると実態が合わないから修正するべきだと思いますが、誰が改良するかあきらかになって、それを売主が負担するという事になったら別にこのままでもいいのかなと思えます。</p>
議 長	<p>この案件につきましては、届出ですので皆様方にご異議ありませんかなどの採決はとっていないんですよ。ですので届出をするという事は前向きに、この方が田んぼに粟を植えるから少しばかり盛土するので出しましたという事ですので、委員会としてこれが間違いという事でもないんですよ。</p> <p>(事務局がちゃんとそれを説明せやんとの声あり)</p>
議 長	<p>分かりました。毎回事務局からきちつと言わせます。</p>
事務局	<p>それではご説明いたします。所有権移転売買の申請が出ていた案件が、農地改良行為届出と併せて出ていたという事でございます。日付を確認したところ同時に出ていたというところで、誰が農地改良を行うかということになってくるかと思えますが、こ</p>

	<p>の申請につきましては、〇〇さんが出しておられまして、同時に3条申請を出してあり、3条申請につきましては、今回農業委員さん推進委員さん方にご審議いただいた分で許可となりまして、また所有権移転自体ははですね、今後になると思いますが、誰がされるかというところを明確にすべきだったかと思います。ただ、これにつきましては農地改良の届出という事でございますので、申請書を見ておりますと〇〇さんがされるとなっておりますので、今回〇〇さんがしていただくという事で、もし異議がなければこのまま進めさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。</p>
議 長	<p>質疑を終結いたしますけれども、ただいま事務局の説明のとおり取り計らう事についてご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
	<p>異議がありませんので本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑に留め審議を終わります。</p> <p>議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について農地区分の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、不許可の例外に当たりますので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。</p>
議 長	<p>続いて最適化推進委員14番説明をお願いします。</p>
推進委員 14番	<p>番号1番についてご説明いたします。申請地は今福公民館の南西210mにある農地です。(議案書朗読)</p> <p>この土地を駐車場用地として利用するための申請です。申請地に隣接する農地の同意と水利の承諾は得られており、問題はないと思います。</p>

議 長	現地調査の報告を最適化推進委員 1 5 番お願いします。
推進委員 1 5 番	2月25日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生せず、雨水については地下浸透および自然流下により排水されます。隣接農地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。
議 長	<p>地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。          質疑を行います。質疑を終結します。          質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。          80ページをお願いします。          議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について番号1番の農地区分の説明をお願いします。</p>
事務局	農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、不許可の例外に当たりますので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。
議 長	続いて最適化推進委員 5 番説明をお願いします。
推進委員 5 番	<p>番号1番についてご説明いたします。申請地は三河小学校の北にある農地です。(議案書朗読)</p> <p>この土地を売買により譲り受けられて、駐車場用地および資材置き場として利用するための申請です。申請地の周辺にある農地は譲り渡し人のもののみで、隣接する他の方の農地はありません。水利の承諾は得られており、問題はないと思います。</p>

議 長	現地調査の報告を農業委員 7 番お願いします。
農業委員 7 番	2 月 2 5 日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生せず、雨水については地下浸透および自然流下により排水されます。隣接農地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。
議 長	<p>地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。          質疑を行います。質疑を終結します。          質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。          続いて番号 2 番の農地区分の説明をお願いします。</p>
事務局	農地の区分は、宅地化の状況からみて市街化が見込まれる区域内にある農地であり第 2 種農地と判断します。
議 長	続いて最適化推進委員 3 8 番説明をお願いします。
推進委員 3 8 番	番号 2 番についてご説明いたします。申請地は黒岩公民館の北東にある農地です。(議案書朗読)
議 長	この土地を売買により取得され、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接農地の同意はあり、水利の承諾も得られております。
議 長	現地調査の報告を農業委員 5 番お願いします。
農業委員 5 番	2 月 2 7 日に現地調査をおこなった結果、生活雑排水は合併処理浄化槽により適切に処理され、雨水とともに南側側溝へ排水される計画です。隣接地への影響等、特段問題はないと確認しております。
議 長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。

	<p>質疑を行います。質疑を終結します。          質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。          続いて番号3番の農地区分の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地の区分は市街地等で宅地化の状況が一定程度に達している区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。</p>
議長	<p>続いて最適化推進委員21番説明をお願いします。</p>
推進委員 21番	<p>番号3番についてご説明いたします。申請地は黒木町土窪にあります串毛コミュニティーセンターより西に約300mに位置する農地です。(議案書朗読)          この土地を売買により譲り受けられて農業用倉庫及び資材置場として利用するための申請です。隣接する農地はありません。</p>
議長	<p>現地調査の報告を農業委員23番お願いします。</p>
農業委員 23番	<p>3月2日に現地調査を行った結果、生活雑排水はできません。雨水については地下への自然透水及び東側、南側の排水路にそれぞれ排水処理されます。隣接地への影響等、特段問題はないと確認しております。</p>
議長	<p>地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。          質疑を行います。質疑を終結します。          質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p>

事務局	<p>続いて番号4番の農地区分の説明をお願いします。</p> <p>農地の区分は、農用地域内にある農地以外の農地であって、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり第2種農地と判断します。</p>
議長	<p>続いて最適化推進委員45番説明をお願いします。</p>
推進委員 45番	<p>番号4番についてご説明いたします。申請地は倉住星溪園から西側に約50mの位置にある農地です。（議案書朗読）</p> <p>この土地を店舗駐車場用地として使用するための申請です。隣接する農地の同意があり、水利の承諾も得られております。</p>
議長	<p>現地調査の報告を農業委員17番をお願いします。</p>
農業委員 17番	<p>2月27日に現地調査を行った結果、生活雑排水は駐車場の計画のため発生しません。また、雨水は自然流下及び西側の水路へ排水する計画です。なお隣接地への影響等、特段問題はないと確認しております。</p>
議長	<p>なお、この案件は始末書が添えられていますので事務局より報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>本件は無届で着工し転用されていたものですが、市に発覚後、行政指導を行った後、始末書添付のうえ許可申請書の提出を受けたものです。今回の無断転用につきましては、転用者である〇〇さんが農地法などの法令に対して理解をされていなかったことが原因でした。市より、〇〇さんに対しまして当該農地の事前調査を行った後、転用に至った経緯を聞き取り、県の筑後農林事務所とも連絡・協議をしたうえで、速やかに始末書を提出のうえ農地法第5条の申請を行うよう指導いたしました。</p> <p>次に提出された始末書の要旨をご報告いたします。</p> <p>申請土地についてこの度農地法第5条の申請をしておりますが、農地法の許可を受けずに令和8年度1月下旬ごろより造成工事をしていました。本来なら転用許可を受け使用すべきでありまし</p>

議 長	<p>たが、農地法に対する認識不足によりこのような結果をまねいて しました。今後は農地法を遵守し、この様な事が無いよう十 分注意いたしますので申請を許可くださいますようお願いいた します。との内容でした。</p> <p>地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事 に進達いたします。 以上で議案の審議を全て終わります。 これをもって本日の会議を終了いたします。 お疲れさまでした。</p> <p>(閉会宣言 15時30分) 令和8年3月6日</p> <p>議 長            月 足 靖 彦 20番            井 手 洋 一 22番            丸 林 京 市</p>
-----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------